

令和元年度愛媛県コンベンション開催支援事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 一般社団法人愛媛県観光物産協会は、この要綱に定めるところにより、コンベンションを開催する者が当該コンベンションの開催に要する経費に対し、予算の範囲内で愛媛県コンベンション開催支援事業助成金を交付することにより、県内で開催されるコンベンションを誘致し、本県のイメージアップ、観光産業の振興及び地域の活性化を図る。

(定義)

第2条 この要綱において「コンベンション」とは、大会（スポーツ大会を含む。）、会議、集会、研究会又はこれらに準ずるものとする。

(交付対象)

第3条 助成金の交付の対象とするコンベンション（以下、「助成事業」という。）は、県内で開催されるもので、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 参加者が、四国地方以上の広域から参集するものであること。ただし、持ち回りで開催地が決定されるもの、県内での開催が定着しているものその他の県内で定期的に開催されるものは除く。
 - (2) 県内での延べ宿泊者数（県内にある宿泊施設に宿泊する県外からの参加者数に宿泊数を乗じた数）が100人以上の規模のものであること。
 - (3) 市町、市町観光協会等（以下、「市町等」という。）から助成を受けるものであること。
 - (4) 産業又は経済の振興若しくは学術、技術、文化又はスポーツの振興に寄与するものであること。
- 2** 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成事業としない。ただし、代表理事が特に必要と認めたときは、この限りでない。
- (1) 興行及び営利を目的とするもの
 - (2) 政治的及び宗教的活動を目的とするもの
 - (3) 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあるもの
 - (4) 主催者が、県、市町等であるもの
 - (5) 県からコンベンション開催に係る経費に対する補助金等の交付を受けているもの
 - (6) その他代表理事が特に不相当と認めたもの

(交付対象経費)

第4条 交付対象経費は、会場費、機材・バス等の借上代、看板・ポスター等の制作費、資料印刷費等コンベンション開催に要する経費とする。

(交付金額)

第5条 交付金額は、交付対象となるコンベンションに係わる次の表の左欄に掲げる延べ宿泊者数の区分に応じて、同表の右欄に掲げる額とする。ただし、市町等から助成を受ける金額に2分の1を乗じた額（千円未満は切り捨て）を限度とする。

延べ宿泊者数	助成金額
100人以上 200人未満	50,000円
200人以上 300人未満	100,000円
300人以上 400人未満	150,000円
400人以上 500人未満	200,000円
500人以上 600人未満	250,000円
600人以上 800人未満	300,000円
800人以上 1,000人未満	350,000円
1,000人以上 2,000人未満	400,000円
2,000人以上 3,000人未満	450,000円
3,000人以上	500,000円

2 前項の規定に関わらず、交付金額は予算の範囲内とし、助成金の額は当該コンベンション助成対象経費の100分の20（千円未満は切り捨て）を限度とする。

(助成金の交付申請)

第6条 助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者という」）は、コンベンション開催の3ヶ月前までにあらかじめコンベンション開催支援事業助成金交付申請書（様式第1号）を、代表理事に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第7条 代表理事は、助成金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、速やかに助成金の交付決定を行い、コンベンション開催支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(助成金の変更申請)

第8条 申請者は、交付決定の通知を受けた後において、申請に係わる事項を変更又は中止しようとするときは、あらかじめ事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を代表理事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、助成金の増額を伴わない軽微な変更についてはこの限りではない。

2 代表理事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、事業変更（中止）承認書（第4号様式）により、通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、助成事業を完了したときは、速やかに必要書類を添えてコンベンション開催支援事業実績報告書（様式第5号）を代表理事に提出しなければならない。

（助成金の額の確定）

第10条 代表理事は、コンベンション開催支援事業実績報告書の提出があった場合には、当該報告書を調査し、必要に応じて調査を行い、報告に係わる成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付する助成金の額を確定し、コンベンション開催支援事業助成金交付確定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第11条 申請者は、助成金の交付の請求をしようとするときは、請求書（様式第7号）を代表理事に提出しなければならない。

2 代表理事は、請求書の提出があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（助成金の経理）

第12条 申請者は、当該助成事業に係わる経理を他の経理と区分し、その収支を明らかにしておくほか、帳簿及び証拠書類を事業の終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しておかななければならない。

（助成金の交付決定の取消し）

第13条 代表理事は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 申請者が、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他代表理事が特別の理由があると認めるとき。

2 前項の規定は、助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 代表理事は、第1項の場合において、当該取消しに係わる部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 6 条に規定する申請書の提出期限に関し、この要綱の適用の日から起算して 3 ヶ月を経過する日までに開催されるコンベンションについては、開催前に提出があった場合、3 ヶ月前までに提出があったものとみなす。

「令和元年度愛媛県コンベンション開催支援事業助成金交付要綱」の 取り扱いについて

○次に掲げる要綱に規定する一般社団法人愛媛県観光物産協会代表理事（以下、「代表理事」という。）の認定に係る事項については、あらかじめ委託者と協議するものとする。

- ・ 第3条第2項ただし書きの規定による代表理事が特に必要と認めたとき
- ・ 第3条第2項第6号の規定による代表理事が特に不相当と認めたもの
- ・ 第13条第1項第3号の規定による代表理事が特別の理由があると認めたとき